

自転車 の基礎情報



平成29(2017)年5月22日 No. 19

電動アシスト自転車とは 2

～電動アシスト自転車関係の道路交通法施行規則の主な条文(抜粋)～

前号に引き続き今号でも電動アシスト自転車について説明します。

前号では電動アシスト自転車のアシスト比率について記載しましたが、今号では道路交通法施行規則から電動アシスト自転車に関係する主な条文を抜粋し紹介します。道路交通法施行規則には、前号でご紹介した「アシスト比率」の他に「改造が容易でない構造」、「アシスト機能の円滑な働きと安全な運転の確保」、「型式認定」などが定められています。加えて、今号ではご紹介できませんが、自転車に関する基準として、大きさ、制動装置などについても定められています。次号は平成29年6月20日に発行を予定しています。

……………<「電子政府の総合窓口 e-Gov」の道路交通法施行規則から抜粋>……………

道路交通法施行規則(昭和三十五年十二月三日総理府令第六十号) 最終改正:平成二八年七月一五日内閣府令第四九号
(人の力を補うため原動機を用いる自転車の基準)

第一条の三 法第二条第一項第十一号の二の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 人の力を補うために用いる原動機が次のいずれにも該当するものであること。

イ 電動機であること。

ロ 二十四キロメートル毎時未満の速度で自転車を走行させることとなる場合において、人の力に対する原動機を用いて人の力を補う力の比率が、(1)又は(2)に掲げる速度の区分に応じそれぞれ(1)又は(2)に定める数値以下であること。

(1) 十キロメートル毎時未満の速度 二

(2) 十キロメートル毎時以上二十四キロメートル毎時未満の速度 走行速度をキロメートル毎時で表した数値から十を減じて得た数値を七で除したものを二から減じた数値

ハ 二十四キロメートル毎時以上の速度で自転車を走行させることとなる場合において、原動機を用いて人の力を補う力が加わらないこと。

ニ イからハまでのいずれにも該当する原動機についてイからハまでのいずれかに該当しないものに改造することが容易でない構造であること。

二 原動機を用いて人の力を補う機能が円滑に働き、かつ、当該機能が働くことにより安全な運転の確保に支障が生じるおそれがないこと。

(人の力を補うため原動機を用いる自転車の型式認定)

第三十九条の三 人の力を補うため原動機を用いる自転車(以下「駆動補助機付自転車」という。)の製作又は販売を業とする者は、その製作し、又は販売する駆動補助機付自転車の型式について国家公安委員会の認定を受けることができる。

2 前項の認定は、駆動補助機付自転車が第一条の三に定める基準に該当するものであるかどうかを判定することによって行う。

3 前条第三項から第八項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、「原動機を用いる歩行補助車等」とあるのは、「駆動補助機付自転車」と読み替えるものとする。

<発行>

一般財団法人自転車産業振興協会

〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-3-1 自転車総合ビル 4階

電話 : 03-6409-6922 FAX : 03-6409-6868 <http://www.jpbi.or.jp>

